

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画 策定・評価委員会 【第2回会議録概要】

【日時】平成29年10月27日（金）13時30分～16時

【場所】鳴門市役所3階会議室

【議題】（1）計画策定について
（2）障がい者の現状と課題について
（3）計画策定に向けた提言書について
（4）鳴門市障害者計画（素案）

【出席者】27名

①委員数15名（欠席4名）

②事務局12名

【傍聴者】1名

【資料】資料1 鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会委員名簿

資料2 提言書

資料3 鳴門市障害者計画、第5期鳴門市障害福祉計画、第1期鳴門市障害児福祉計画（素案）

資料4 第2編鳴門市障害者計画（素案）

資料5 鳴門市障害者計画体系（案）

【議事】

（事務局の進行のもと、開会、配布資料確認。委員の交代を報告。（鳴門市身体障害者連合会会長交代に伴う交代）

（委員長の進行のもと、議題（1）について、資料3～4を用いて事務局より説明）

委員長：今の説明について、どなたかご質問やご意見はございませんか。

委員：第4期の障害福祉計画の進捗状況を教えて下さい。

事務局：今回の委員会には第4期鳴門市障害福祉計画の資料は提示させていただいておりません。

事務局では現在、第4期計画の実績について確認作業を行なっております。次回の策定委員会の前には資料を送付させていただきたいと考えております。障害福祉計画は障害者に係るサービスの実績、支援体制を記載したものであります。先ほどの説明でも、障害者総合支援法に基づくサービスの実績としまして障害者手帳の取得者が増加していると申し上げたのですが、ほとんどのサービスにおいて利用状況も増加しています。それに伴い、サービスを提供する事業所の提供体制の整備が必要ということは把握しています。

委員長：よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見はございますか。

委員：1億総活躍プランに言う地域共生社会の実現に向けていろいろな動きがありますが、特に社会福祉法第4条、第5条、第105条から108条が改正になりますよね。それに伴って地方自治体の負担が増加するのではないかと思うのですが、そうしたことへの取り組みはありますか。

事務局：地域共生社会の実現に向けての取り組みということでは、現在は障がい者は障害支援事業所でサービスの提供、高齢者は介護保険事業所でのサービスの提供を行なっています。実際には、例えば、障がいの子どもを高齢になった親が介助しているという状況等も増加しており、従来の方では対応できないケースも出てきております。行政も地域住民の力を借りながら、地域と一体となって福祉行政を進めていく必要があると思っております。障害者福祉についても障がい者が高齢になっても、それまでと同じサービス事業所で継続的にサービスを受けられるような対策を、まだ具体的にはありませんが、国も考えています。鳴門市としてもさまざまな状況に対して、どのような支援を行なっていくかは大きな検討課題だと思っております。

委員長：ありがとうございます。私からひとつ質問です。資料3の10ページに書かれている障がい者数の見通しについて、療育手帳の65歳以上の人が増加すると予測されていますが、こうした予測の根拠は何でしょう。

事務局：平成11年から中長期的に年齢別に障害者手帳所有者の増減を分析した結果、65歳以上の年齢層でも増加していることが分かりました。その結果を基にサービス見込み量を設定する際の目安となる数字を示すということで、この数字を示しました。また、0～6歳については、今回、初めて障がい児の計画を作成しますが、障がいを持つ子どもの出生数、サービス利用率は厳密には分かりませんが、一応の目安としてこの人数を設定しております。

委員長：目安として設定する数字が必要だろうとは思っていたので分かりました。

委員：患者の方の診断をしていると、かなり高齢になってから知的障がいが発見されることがあります。そうしたことが65歳以上の方の療育手帳取得の一因になっているのではないかと考えます。

委員：内部障害については、心臓にペースメーカーを入れると1級の障害者手帳がもらえます。そうしたことも原因ではないでしょうか。

委員長：ありがとうございます。他にご質問はありますか。では次の議題（3）計画策定に向けた提言書について資料2をご覧ください。今回、鳴門市の地域自立支援協議会から提言書をいただきました。それについての説明を事務局からお願いします。

（議題（3）について、資料2を用いて事務局より説明）

委員長：提言書の内容をしてみると、障がい児支援の充実として一貫した支援が必要ということであり、医療的ケアが必要な障がい児の支援については、地域で生活ができるように支援する、あるいは家族へのサポートが必要ということです。就労移行等については、働く障がい者を地域で支える、地域の環境づくりが大切であるということです。地域移行に関する支援については、多職種の連携を用いて支援を行なっていく、その連携を拡大していくことが重要ということであり、地域移行に対応した生活拠点の整備については、多様な障がいに対応したグループホーム等を設置して生活の拠点確保が重要という提言を受けています。また、権利擁護については、障がい特性に合わせて障がい者、その家族のニーズを的確に把握し、情報提供、意思決定支援、介護負担軽減支援が必要、また、緊急時の対応の充実が必要ということであり、相談支援については、事業者の運営基盤の強化、人材の確保、資質の向上、さらに関係機関との連携が必要ということです。障がい者理解については、共生社会に向けた啓発・啓蒙が必要ということです。この提言書の内容を踏まえて協議していただければと思います。では（４）鳴門市障害者計画（素案）について事務局より説明をお願いします。

（議題（４） １章～４章について、資料４～６を用いて事務局より説明）

委員長：ご質問はありますか。先ほどの提言書の内容を反映しているかも含めてご意見はありますか。

委員：資料６の３教育・療育の説明はあったのでしょうか。説明を再度、お願いします。

事務局：資料６の３教育・療育の充実について説明。

委員長：他にご質問はありますか。

委員：この委員会は計画策定委員会と評価委員会ということですが、評価基準と評価ポイントはありますか。

事務局：本日、協議いただいております鳴門市障害者計画（素案）はまだ数値目標、実践目標等を具体的に記載できてはいません。ですから、評価の難しい計画ということになると思います。鳴門市が平成２４年度から行なってきた施策については資料６に示したものになります。これらの内容を今後どう展開していくかを今後の策定委員会で説明させていただくこととなります。障害福祉計画については見込み量等の具体的数値目標の記載が可能ですが、障害者福祉計画については、計画の性格上そうした数値目標の設定はなされないため資料の提供のみになります。

委員長：よろしいでしょうか。では、障害者計画の５章１地域生活への支援について事務局から説明をお願いします。

（議題（４） ５章（P6～18）について、資料４を用いて事務局より説明）

委員長：ご質問・ご意見はありますか。

委員：現在、高齢者の分野でも疾病予防、介護予防が言われますが、障がい者が住み慣れた地域で継続的に生活をするということについて、高齢になれば、障がいをもっている方は障がいのない方と比べれば病気を発症したり、介護状態になる可能性が高い、あるいは早期にそうした状態になるのではないかと思います。そうした事態が起こった場合、例えば、それまで利用していた施設利用ができなくなったというような場合に鳴門市としてどう対応していくのかを検討していただきたいと思います。次に、子どもに関してですが、障がいの早期発見が重要だと言われますが、幼稚園、保育所等の教諭、保育士は通常業務が忙しくて、医学的なことを十分に理解し、一人ひとりの子どもの状態を判断するのは難しいのではないかと思います。早期発見を可能にするために専門職員の配置が必要だと思います。また、資料4の9ページのアンケート結果にもありますが、コミュニケーションがとりにくい等の問題についても専門職は、その適切な対応を行なえると思いますが、一般の職員は難しいのではないかと思います。そうした問題に対しても専門職を配置することで解決できるのではないかと考えます。

委員長：ご意見をいただきましたが、事務局は何か伝えることはありますか。

事務局：関係機関と協議しながら次回以降の委員会に内容をお示ししたいと思います。

委員長：子ども、児童のことについては教育委員会も関係があると思います。協議をお願いします。その他にご質問・ご意見はありますか。

委員：相談支援体制の充実ということについて、専門職を配置した相談窓口の充実が必要というアンケート結果でしたが、その業務を担うのは相談支援事業所になると思いますが、どのように充実していくのかという内容に関する記述はまだないですね。障がい者の方が相談を受ける場合に相談支援計画を作成しなければならないですが、障がい者の増加に伴って計画作成を行なうケアマネジャーの負担も増えると思います。相談支援の内容に関して何か具体的な取り組み、対策等を示してもらえると分かりやすいと思います。

委員長：ありがとうございます。ご意見として今後の計画に反映させるということによろしいでしょうか。では、他にご質問・ご意見はありますか。続いて5章の2生きがい活動の促進について事務局より説明をお願いします。

(議題(4)5章(P19～23)について、資料4を用いて事務局より説明)

委員長：今の説明についてご質問・ご意見はありますか。

委員：障がい者の就労についてですが、前回の会議資料によれば、就労している障がい者、身体障害者33%、知的障害者32%、精神障害者24%とあります。身体障がいの方の割合が比較的高くなっています。知的・精神障がいの方の雇用促進対策を充実させてはどうかと思いま

す。そのために、鳴門市独自の方法があって良いと思います。例えば、知的・精神障がい者を雇用した場合、企業に何か、鳴門市独自の特典があるといったことです。その方法が鳴門市から発信されて全国に広まるといったことがあれば良いと思います。

委員長：そうしたことが提言できるような計画案を作成していただきたいと思います。他にありますか。

委員：少し前に戻りますが、7ページの②障がい児保育・就学前教育の充実のところ、保育所巡回相談事業や児童発達支援事業所等による保育所等訪問支援事業を行なうと書いていますが、事業を行なっている者としてのお願いです。事業を始める時に必要となる経済的負担は事業所の持ち出しになります。児童発達支援センターを設置する等の事業を公設民営で行なえるような方策があれば事業をやりたいという事業者もいると思います。例えば、空いている施設を無償で使用できる等の方法です。行政のアシストがあれば事業を行なえる事業者はいると思いますが、全てを賄える事業者は少ないと思います。

委員長：そうしたことも含めて今後、検討していきたいと思います。他に何かございますか。

委員：資料4の14ページ、②移動支援の充実についてですが、自動車運転免許取得助成、自動車改造助成という記述がありますが、鳴門市はこの事業を行なっているのですか。また、タクシーの割引はいくらでしょうか。

委員長：具体的な内容については、また、別の機会に検討いただければと思います。計画策定ですので、そうした具体的な数字の記載は難しいと考えます。他に何かございますか。では、次に5章の3とともに支え合うまちづくりの説明をお願いします。

(議題(4)5章(P24～29)について、資料4を用いて事務局より説明)

委員：こうした計画の内容を理解しているのが担当の福祉課だけで終わらず、障がいを持つ子ども、大人にたいして鳴門市の関係課全てが動くようにしていただきたいと思います。例えば、市役所に相談に行っても、それは〇〇課、それは〇〇課というようにいろいろな課をまわり、課によって対応が違うということがあります。縦割りの体制を越えてワンストップ窓口のようなものを設ける検討をしていただきたいと思います。

委員長：具体的なお意見ですので、今、どうするという返答は難しいと思います。計画の中に今のご意見が反映されたものを含めていけるよう検討していきたいと思います。他にご意見・ご質問はありますか。

委員：鳴門市で初めて温泉施設ができます。サービスの改善という文言がありますが、温泉入浴の割引交渉を行政が業者と行なって欲しい。

委員長：この計画には盛り込むのは難しいかもしれませんが、ご意見としてうかがいました。以上で第2回の策定委員会議事の協議は終了します。事務局より連絡をお願いします。

事務局：次回の策定委員会は障害福祉計画、障害児福祉計画のご審議をお願いしたいと考えております。日時は11月28日13時30分を予定しています。委員の皆様、ご出席をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。